

## 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

### <基本的考え方>

男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする。

国連婦人の地位委員会においても、男性は男女共同参画社会の形成に向けて積極的な役割を果たすべきであると指摘されている。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。また、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進める。

次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、個性と能力を発揮できるように育っていくことが重要であり、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進める。また、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題が顕在化してきており、安全で安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援を行う。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながる。こうした観点からも、子どもにとっての男女共同参画を推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	10.0% (平成 20 年)	5 割減 (平成 32 年)
年次有給休暇取得率	47.4% (平成 20 年)	70% (平成 32 年)
6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (平成 18 年)	1 日当たり 2 時間 30 分 (平成 32 年)
男性の育児休業取得率	1.72% (平成 21 年)	13% (平成 32 年)
次世代認定マーク（くるみん）取得企業（注2）数	920 企業 (平成 22 年)	2,000 企業 (平成 26 年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	8.6%以下 (平成 17 年)	29% (平成 32 年)
在宅型テレワーカー（注3）の数	330 万人 (平成 20 年)	700 万人 (平成 27 年)
自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）	24.2 (平成 17 年)	2 割以上減 (平成 28 年までに)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342 地区 (平成 20 年度)	全小児救急医療圏 (平成 26 年度)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5% (平成 21 年)	96% (平成 27 年)
公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	72.6% (平成 21 年)	75% (平成 27 年)

（注2）次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた企業

（注3）テレワーク人口倍増アクションプラン（平成 19 年 5 月 29 日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）に規定するテレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている者をいう。

## 1 男性にとっての男女共同参画

施策の基本的方向	
<p>男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的性別役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、特に男性により強く残っている。男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消に関する調査研究を行うとともに、男性への意識啓発や相談活動などを行う。</p> <p>男女ともに仕事と生活が調和する社会を目指して、働き方の見直しなど、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備を推進する。</p> <p>また、定年で退職した男性が、地域活動等に積極的に参画することができるよう支援する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p><b>ア 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進</b></p> <p><b>①男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を行う。</li> <li>・男性にとっての男女共同参画の意義と責任、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動及び男性を対象とした教育プログラムの開発・実施を推進する。</li> <li>・地方公共団体に対して、男性にとっての男女共同参画の意義の理解を図る施策を展開するよう支援する。</li> </ul> <p><b>②男性の男女共同参画に関する総合的な調査の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や男性の心身の健康の問題等、男性に関する総合的な調査を行う。</li> </ul>	<p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p><b>イ 企業における男性管理職等の意識啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場優先の組織風土を変えるため、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを企業における男性管理職を含め国民各層を対象に進める。</li> <li>・大企業だけでなく中小企業においても、正社員だけでなく非正規雇用者においても、仕事と生活の調和が普及するよう取組を進める。</li> <li>・父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を図る。</li> </ul>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p><b>ウ 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善</b></p> <p><b>①仕事と生活の調和のとれた働き方の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性が地域社会や家庭生活に参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制など環境を整備する。</li> </ul> <p><b>②多様な働き方の普及、普及のための検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方について、公正な処遇が図られるよう留意しながら、普及（あるいは普及のための検討）を進める。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>

<p><b>③育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第156号条約）の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を促進する。特に、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備、育児・介護休業後の職場復帰支援、企業経営者の意識改革等を図る。</li> <li>・男女労働者ともに、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における育児休業制度等に係る規定の整備や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。</li> <li>・3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働の免除など育児・介護休業法の定着を図る。</li> <li>・男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、「パパ・ママ育休プラス」（両親ともに育児休業を取得する場合の特例）等も活用し、男性の育児休業取得を促進する。</li> <li>・育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業中の経済支援の在り方について検討を行う。</li> <li>・男性の育児休業取得を要件としている次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定制度及び認定マーク（くるみん）の広報・周知に努め、企業が認定の取得を目指して、次世代育成支援の取組に着手するようインセンティブを高めることにより、男性の育児休業取得を促進する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p><b>④介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休業制度や介護休暇制度、介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備や育児・介護休業法違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>⑤職場における健康管理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保等、職場における健康管理を進める。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>エ 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援</b></p>	
<p><b>①男性の地域活動への参画支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域においていきいきと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。</li> <li>・退職時などのタイミングをとらえて、地方公共団体やNPO等で行っている「地域デビュー講座」や企業の退職者講座等、高齢男性向けに地域等への円滑な参画を支援する講座等の充実を促進する。</li> </ul>	<p>内閣府</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>②高齢男性の日常生活自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センターや生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を促進する。</li> </ul>	<p>内閣府</p>
<p><b>③男性の子育てや家庭教育への参画支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育てを支援する等により、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図る。</li> </ul>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での子育てや家庭教育に関する講座等の事業を実施する。</li> </ul>	文部科学省
<p><b>オ 男女間における暴力の予防啓発の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加害を予防する観点から、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。</li> <li>女性被害者のみならず、男性被害者に対しても必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を推進する。</li> </ul>	内閣府、法務省、文部科学省、関係府省  内閣府
<p><b>カ 食育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するため、「食」に関する知識や「食」を選択する力の習得に役立つ情報を提供する等食育を推進する。</li> </ul>	内閣府、関係府省
<p><b>キ 男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、自殺予防等心身の健康維持の支援を進める。</li> <li>我が国の自殺者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状に鑑み、特に中高年の男性に焦点を当てた自殺予防に関する啓発運動を推進する。</li> </ul>	内閣府、厚生労働省  内閣府
<p><b>ク その他の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のほか、第5分野（男女の仕事と生活の調和）、第8分野（高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備）、第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）及び第10分野（生涯を通じた女性の健康支援）における関連施策の着実な推進を図る。</li> </ul>	関係府省

## 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

施策の基本的方向	
<p>次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進める。また、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、健康教育や性教育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題についての対策を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p><b>ア 教育による男女共同参画の理解の促進</b></p> <p><b>①男女平等を推進する教育・学習</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家族を築くことの重要性などについて指導の充実を図る。また、教科書においても教育基本法（平成18年法律第120号）や学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な記載がなされるよう配慮する。男女平等が歴史的にいかに進展してきたか、国際的にみて我が国の女性が置かれている現状はどのようなになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進する。</li> </ul>	文部科学省

<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る。</li> <li>・子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進する。</li> <li>・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。</li> </ul>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省、 関係府省</p> <p>文部科学省</p>
<p><b>②発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
<p><b>イ 子どもの健康の管理・保持増進の推進</b></p>	<p>内閣府、関係 府省</p>
<p><b>①食育の普及促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を推進する。その際、思春期の女性の健康を守る食に関する知識を普及啓発する。</li> </ul>	<p>内閣府、関係 府省</p>
<p><b>②健康教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育を推進するとともに、生涯にわたる健康に関する学習機会の充実を図る。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。</li> </ul>	<p>文部科学省</p>
<p><b>③H I V／エイズなどの予防から治療までの総合的な対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。</li> <li>・学校においては、児童生徒が発達の段階を踏まえ、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、H I V／エイズについて発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>
<p><b>④薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者や20歳代の若年層による覚せい剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。</li> </ul>	<p>警察庁、厚生 労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカー等を活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。</li> <li>・喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。</li> </ul>	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>ウ その他の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のほか、第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）、第10分野（生涯を通じた女性の健康支援）及び第11分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）における関連施策の着実な推進を図る。</li> </ul>	<p>関係府省</p>

### 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

施策の基本的方向	
<p>子どもたちが健やかに成長できるよう、暴力根絶に向けた環境の整備や医療体制の整備を行う。また、子どもの貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取組を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p><b>ア 子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策</b></p>	
<p><b>① 広報啓発の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発等の充実を図る。</li> </ul>	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>
<p><b>② 虐待等への適切な対応</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待に対しては、福祉、保健、教育、警察、司法等の関係機関の適切な連携の下、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適切な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努める。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることから、関係機関等の連携を図りつつ、適切な対応に努める。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性犯罪・性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。</li> </ul>	<p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（明治40年法律第45号）の強姦罪及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童に淫行をさせる行為等を適用して、家庭内等における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。</li> </ul>	<p>警察庁、法務省、厚生労働省</p>
<p><b>③被害を受けた子どもに対する相談・支援</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な暴力被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方を検討し、その実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。</li> </ul>	<p>警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>④防犯・安全対策の強化</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等の被害を防止するため、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進する。また、警察においては、通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙又は指導・警告措置を的確に実施する。</li> </ul>	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>イ メディア・リテラシーの向上</b></p>	
<p><b>①メディア・リテラシー向上のための取組</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが健全に育つため、メディア・リテラシーの向上や暴力を伴わない人間関係の構築のための子ども及び保護者の教育・学習を充実する。</li> <li>・メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。</li> </ul>	<p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省、総務省、文部科学省</p>
<p><b>②情報教育の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。</li> <li>・学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。</li> </ul>	<p>文部科学省 文部科学省</p>
<p><b>ウ 児童ポルノ対策の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進などに取り組む。また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）については、見直しの議論に資するよう、必要な対応を行う。</li> </ul>	<p>内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、メディア産業の自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。</li> </ul>	<p>内閣府、関係府省</p>
<p><b>エ 児童買春対策の推進</b></p>	
<p><b>①被害児童等に対する適切な対応</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。</li> <li>学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。</li> <li>児童や保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。</li> </ul>	<p>警察庁、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>警察庁</p>
<p><b>②啓発活動の推進等</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童及び広く一般に対して、いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識を徹底するとともに、児童等が自分を大切に、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。</li> <li>国民への広報啓発やフィルタリングシステムの普及啓発活動、民間団体と連携した事業者及び出会い系サイト等を利用している児童への働きかけなど、児童による出会い系サイト等の利用の防止や、非出会い系サイトでの被害を防止するための施策を推進する。</li> </ul>	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁</p>
<p><b>オ 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「人身取引対策行動計画 2009」（平成 21 年 12 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、子どもが被害者となる人身取引対策の取組を進める。</li> </ul>	<p>内閣官房、関係府省</p>
<p><b>カ 安心して親子が生活できる環境づくり</b></p>	
<p><b>①世代を超えた貧困の連鎖の防止</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援する。家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費負担軽減を進めるとともに、学校、保育所等の公的施設を利用して、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援などを行う取組について検討する。</li> </ul>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>②障害のある子どもへの対策の充実</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。さらに、障害のある子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。</li> </ul>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>

<p><b>③小児医療体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日・夜間を含め、小児救急患者の受入れができる体制を整備する。また、子どもについては、親の保険料の滞納状況に関わらず、一定の窓口負担で医療にかかるようにする。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>
<p><b>キ 社会全体で子どもを支える取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女とも子どもに関わるような仕事と生活の調和の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。</li> <li>・子どもに関わるNPO・NGOの取組に対する支援を推進する。</li> <li>・次代を担う一人ひとりの子どもの育ちを学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から、子ども手当を実施するとともに、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す。</li> </ul>	<p>内閣府、厚生労働省 内閣府 文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>ク その他の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のほか、第5分野（男女の仕事と生活の調和）、第7分野（貧困など生活上の困難に直面する男女への支援）、第9分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）、第10分野（生涯を通じた女性の健康支援）及び第11分野（男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実）における関連施策の着実な推進を図る。</li> </ul>	<p>関係府省</p>